

# 移送車両借用申請書

令和 年 月 日

富士市社会福祉協議会会長 様

申請者 住所 〒

氏名

印

電話

(携帯電話)

下記のとおり移送車両借用の申請をします。

使用にあたっては移送車両貸出事業要綱を厳守いたします。

## 記

借用期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )		
使用目的			
主な行先			
車いす 使用者	氏名	年齢	
	住所	電話	
運転者	氏名	車いす使用者との続柄	
予定乗車人数	人	移送車両運転経験	有 ・ 無
※移送車両貸出事業要綱 第8条(事故責任)について承諾します <input type="checkbox"/> (チェックをお願いします)			

※については別紙、移送車両貸出事業要綱をご確認ください

社協 記入 欄	車両貸出日時	令和 年 月 日 ( ) :		
	車両返却日時	令和 年 月 日 ( ) :		
	車両貸出返却場所	ボランティアセンター	貸出車両	おおぞら 号
	備考			

## 移送車両貸出事業要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富士市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が車いす使用者等に対して移送車両を貸出しすることにより、車いす使用者等の生活圏の拡大と社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (利用者)

第2条 利用者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 市内在住で、他の交通機関では外出が困難な車いす使用者
- (2) 前号の利用者に同伴する介護者
- (3) その他、特に富士市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めた者

### (貸出期間)

第3条 貸出期間は、次の各号に定めたとおりとする。ただし、会長が定めた場合は、この限りではない。

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日とする。
- (2) 1回当たりの利用日数は、5日以内（土・日・祭日を含む。）とする。
- (3) 同一世帯の利用は、原則として月1回とする。

### (申請)

第4条 移送車両の貸出しを希望する者は、使用日の7日前までに移送車両借用申請書（様式第1号）により、会長に申請しなければならない。

2 申請の受付は、使用月の3ヶ月前からとする。

### (決定)

第5条 申請を受理したときは、すみやかにその可否を決定し、移送車両貸出し決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (車両の受け渡し)

第6条 車両の貸出し及び返却は、会長の指定する日時、場所で行う。

### (利用料)

第7条 利用料は無料とする。ただし、使用にかかる燃料費は利用者が負担するものとする。

### (事故責任)

第8条 利用者及び運転手は、人身又は物損事故（自損による当該車両本体の破損を含む。）を起こした場合は、直ちに状況に応じて救急及び警察当局に通報、必要な緊急処置を施した後、すみやかに会長に事故発生及び被害状況について連絡しなければならない。

2 前項の事故による車両本体の修理については、原則として社協が手配するものとし、その損害については、利用者及び運転手が賠償するものとする。  
ただし、利用者及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除く。

3 利用者及び運転手は故意または過失によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 当該車両を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道路交通法等関係法規を遵守し、何よりも安全運転に努めなければならない。
- (2) 移送車両借用申請書に記載した内容（使用目的、行先、運転者等）以外の使用に供してはならない。
- (3) 利用者は、当該車両の取り扱いについて、事前に講習を受けなければならない。
- (4) 移送車両運行に当たっては、車内全面禁煙を守らなければならない。
- (5) 移送車両には、一切のペット及び動物を同乗させてはならない。  
(身体障害者補助犬として認定された補助犬は除く。)
- (6) 利用者は、移送車両返還時には室内を清掃し、貸出時の状態に復帰の上、返却しなければならない。

(利用の変更及び取り消し)

第10条 利用者が自己都合で申請条件を変更する場合は、すみやかにその旨を会長に申し出なければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めなき事項で必要が生じた場合は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和4年2月14日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。